

現行定款の公告方法とは別に、貸借対照表の公告方法を定める定款変更例

※条番号など、実際の定款に合わせて適宜変更してください。

(例1) 官報に掲載する場合

| 変更後 | 変更前 |
|--|---|
| (公告の方法) 第53条 この法人の公告は、この法人の 掲示場に掲示するとともに、官報に掲載 して行う。 <u>ただし、法第28条の2第1項 に規定する貸借対照表の公告について は、官報に掲載して行う。</u> | (公告の方法) 第53条 この法人の公告は、この法人の 掲示場に掲示するとともに、官報に掲載 して行う。 |

(例2) 日刊新聞紙に掲載する場合

| 変更後 | 変更前 |
|--|---|
| (公告の方法) 第53条 この法人の公告は、この法人の 掲示場に掲示するとともに、官報に掲載 して行う。 <u>ただし、法第28条の2第1項 に規定する貸借対照表の公告について は、〇〇県において発行する〇〇新聞に 掲載して行う。</u> | (公告の方法) 第53条 この法人の公告は、この法人の 掲示場に掲示するとともに、官報に掲載 して行う。 |

(例3-1) 電子公告において、法人のホームページに掲載する場合

| 変更後 | 変更前 |
|--|---|
| (公告の方法) 第53条 この法人の公告は、この法人の 掲示場に掲示するとともに、官報に掲載 して行う。 <u>ただし、法第28条の2第1項 に規定する貸借対照表の公告について は、この法人のホームページに掲載して 行う。</u> | (公告の方法) 第53条 この法人の公告は、この法人の 掲示場に掲示するとともに、官報に掲載 して行う。 |

(例 3-2) 電子公告において、「内閣府NPO法人ポータルサイト」に掲載する場合

| 変更後 | 変更前 |
|---|---|
| (公告の方法) 第53条 この法人の公告は、この法人の 掲示場に掲示するとともに、官報に掲載 して行う。 <u>ただし、法第28条の2第1項 に規定する貸借対照表の公告について は、内閣府NPO法人ポータルサイト(法 人入力情報欄)に掲載して行う。</u> | (公告の方法) 第53条 この法人の公告は、この法人の 掲示場に掲示するとともに、官報に掲載 して行う。 |

**(例 3-3) 電子公告において、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による
公告をすることができない場合の公告方法を定める場合**

| 変更後 | 変更前 |
|---|---|
| (公告の方法) 第53条 この法人の公告は、この法人の 掲示場に掲示するとともに、官報に掲載 して行う。 <u>ただし、法第28条の2第1項 に規定する貸借対照表の公告について は、この法人のホームページに掲載して 行う。なお、事故その他やむを得ない事 由によって電子公告による公告をす ることができない場合は、〇〇県において発 行する〇〇新聞に掲載して行う。</u> | (公告の方法) 第53条 この法人の公告は、この法人の 掲示場に掲示するとともに、官報に掲載 して行う。 |

(例 4) 法人の主たる事務所において公衆の見やすい場所に掲示する場合

| 変更後 | 変更前 |
|--|---|
| (公告の方法) 第53条 この法人の公告は、この法人の 掲示場に掲示するとともに、官報に掲載 して行う。 <u>ただし、法第28条の2第1項 に規定する貸借対照表の公告について は、この法人の主たる事務所の掲示場に 掲示して行う。</u> | (公告の方法) 第53条 この法人の公告は、この法人の 掲示場に掲示するとともに、官報に掲載 して行う。 |

【注意点】

- 定款において「公告の方法」のみを変更する場合は、「定款変更届出書」及び「変更後の定款（2部）」、「定款変更を議決した社員総会の議事録の謄本（写し）」を提出してください。（県または高松市の認証は必要ありません。）

- 貸借対照表の公告において、「内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載するとともに、法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。」といったように、定款に複数の手段を重ねて定めることは可能ですが、「内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載又は、法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。」といったように、複数の手段を選択的に定めることは相応しくありません。

- 「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。」と定款に定めている状態において、定款を変更しない場合は、毎事業年度終了後、法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法と官報に掲載する方法を両方行うことによって、貸借対照表を公告する必要があります。

- 解散に係る公告や、清算中の破産手続開始に係る公告は、この規定によらず官報で行う必要があります。（特定非営利活動促進法第31条の10第4項、第31条の12第4項）